

參同證



謙長(田村匡雄君)
ニホナリ質疑を行ひ子。

軍事會公計予算に於ける下下の子提學理由の説明にあき子

してこの度の議会の英断により子とて一応財政的危機を脱した
 とその説明があり子に於て、先日の公報に於て子とてはこの措置に
 於て四七年度に於ては子百十の赤字が見込子ぬると、子
 に於て子との説明に於て子とて必しも樂觀はでき子なり状況
 があるといふ子に於て選定する理由が二つ子に於てはとて二に関連
 した子とて過日の定例会に於て子とて厚生委員長のご報告
 にもあり子に於ては現状の加入金の制度といふ子のその他の市所
 所との例を研究しとて財源とて考慮すべきであるといふ意見が
 何れに於て厚生委員長のご報告があり子に於て、その点に於て水

議長(田村匡雄君) 休憩中に引き続き、会議を閉じます。

議長(田村匡雄君) 日程が三十一、請願が一号福生用水道特会恒
上り反対に関する請願書を議題に供します。事務局長を
して請願書の朗読をいたさせます。

(島田謙会 事務局長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 紹介議員 石川信義 議員から本主旨の説明
をお願いします。

(三十番 石川信義君登壇)

三十番(石川信義君) 二番名に示すように、請願が一号に付く補
足説明をいたします。本請願につき示しては、たい子謙会
事務局長より朗読があり、たい子の内容もあり、あえて
私から申し上げる必要はありませんが、この際申し上げさせてい
た下さるすべし、ご承知のとおり、請願は憲法を保障されて
ある国民の権利の一つであり、自治法制定以来、住居自治の精神
から直接住居の声を議会に反映させるために定められてある
ことはご承知のとおりであります。

福生町議会

時に今回は住居全体の利害をともなり、すなわち水道給水
条例の一部を改正する条例であるだけに、しかも従来の用途
別特会から恒別特会に改正された内容も含み、あり、
四千五百の十四名の多数が、この請願にのぞいた真意が、おたく
手に取るようによく理解できるものがあります。従って、たい子と
二月二十日に、これが修正決定したてであり、たい子と
か、先き申し上げましたとおり、四千五百の十四名の切実な要望
と、二分に、理解をいた下さるすべし、これが決定下さるすべし、から
い申し上げ、たい子と説明を致し、たい子とします。

九番(大野行夫君) 本案件について、特別委員会設置を提議す
るものがあります。

(賛成「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) おぼかりました。たい子と大野行夫議員
から、本件審査にあたり、特別委員会を設置して、審査せしめ
たい旨の動議が提出され、所定の賛成府があり、たい子と
たい子の動議のとおり決定するに、ご承知のとおり、たい子と

議長(田村匡雄君)ニ異議なしと認め、之を可決した。子一。た。

午後七時十四分休憩

議長(田村匡雄君)
休憩前に引き続き、議事を開きます。

○藤長(田村匡雄君)
おほかりました。よろ。
諸願書審議のため持

別示委員会の名称については福生町水道村会問題持別示委員会とし、構成委員等は十名としたとしと思ひます。この二点に同意を請ひありませんか。

(要讀此山と呼ぶ者なり)

議長(田村匡雄君)
二、要請所しと認めざる決定をたしき下。

議長（田村匡雄君）構成委員の指名は議長が合議にほのめ
たることと、委員会各例や各条に明定されてゐることもあり
あり子丁のゝ指名したとて思ひ子丁が二名に二名議長あり
子せんか、

(「要讓子」ト呼ぶ者アリ)

二、豊講所にて認め、その行事務局長とし

く読者の心へ女子下。

議會議務局長(島田猛君)
啓者トレ示す。敝社を省略した

$$\frac{1}{9}$$

松本平九郎

中里元一

大野行夫

川杉壘

小
~~得~~
仁
七

中
標
圖
太

不
田
香
雄

加
脉
清

石川信義

田
禾
臣
雁

以上十名あり子₉。

蕭長白何匡旌君

下下の子事務所長が発表した「子」に

あり
著名するニキに
三
要議あり
子ヤムカ、

「要請」
「下」
「上」
「心」
「有」
「り」

蕭景田 雁臣

ニ、異議なしと認め、下付の子發表したる

一、下の方を特別委員とするに決定した。なお、
 正副委員長の互選結果に反して報告があり、
 事務局長を報告した。

(十三番) 伊予國下居登壇



十三番 戸田国太郎君 下でい子の福生湯水道村会内閣特別委員
会の副委員長といたし子とほ微力ながら私か選ばれた
わけでございます。 幸ひにいたし子とベテランの石川委
員長あるいは委員各位があらますとの特別委員会と
その所管事務の調査、ほ託事件の審査、い聴会の開催
議会の修正等十分に果て参りたりと存じており子すから
何とか全議員皆さ子の一層の二倍力をお願ひいたし子と
挨拶といたし子と。

議長 田村匡雄君 以上で、副委員長挨拶は終り子と。
ほか本件請願書の委員会審査報告は本会期中にお
願ひいたし子と。

議長 田村匡雄君 先き程請願書の提出があり、復理した
子といたのふ二れを日程に追加したと思ひ子すか二れに二思議
あり子せんか。

(二思議はレと呼ぶ者あり)

議長 田村匡雄君 二思議はレと認め日程に追加する二とに

決定したし子と。

議長 田村匡雄君 追加日程才一請願才ニ号建築制限緩和に
関する請願書を議題に決し子と。 軍務局長とて請願書
の朗読をいたさせ子と。

(島田議会議長事務局長朗読) 省略

議長 田村匡雄君 紹介議員末次性男君議員から本主日の説
明を求め子と。

(十四番 末次性男君登壇)

十四番 末次性男君 二指名があり子といたのふ本請願に好する提
案理由の説明をいたし子と。 私どもが自分のエ地に自分の家
を建て住むことほりかに切実な願であるか論を子とにたい
と三ろふあり子と。 しあるに現況のごとく地価は暴騰をきた
し、そのう之に無理な建築制限を加えらめてある今日ふほめ
ゆる政府の唱える一前帯一一定の持家制度は一般大衆からみ
てその誠に夢物語といめざるを得子せん。 下現実は建ぺい
率の制限は各所に違反建築を激増せしめあるいは発展を阻害

